

第1章／新地方公会計制度導入の背景

第1節 財務書類4表作成の目的

地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方自治体に求められています。景気の低迷により市税等の増収が見込めない状況にあっては、限られた資源を有効活用し、より良いまちづくりを行っていくため、行政運営の内部管理強化と市民へのわかりやすい財務情報の公開が一層重要になってきています。

そうした中で、総務省は、新公会計制度改革として、「資産・債務管理」、「費用管理」、「財務情報のわかりやすい開示」、「政策評価・予算編成・決算分析との関係付け」、「地方議会における予算・決算審議での利用」を目的とした「新地方公会計制度研究会報告書」を平成18年5月に公表しました。この報告書には、財務諸表を作成する方法として、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という作成方法が提示されています。同年7月には、新地方公会計制度研究会報告書で示されたモデルに対して、資産評価方法など実務的な観点から検討を行うため、「新地方公会計制度実務研究会」が発足し、平成19年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表。またその間、総務省より、平成18年8月に事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」、平成19年10月に自治財政局長通知「公会計の整備推進について」が示され、自治体は財務諸表の作成を強く要請されました。

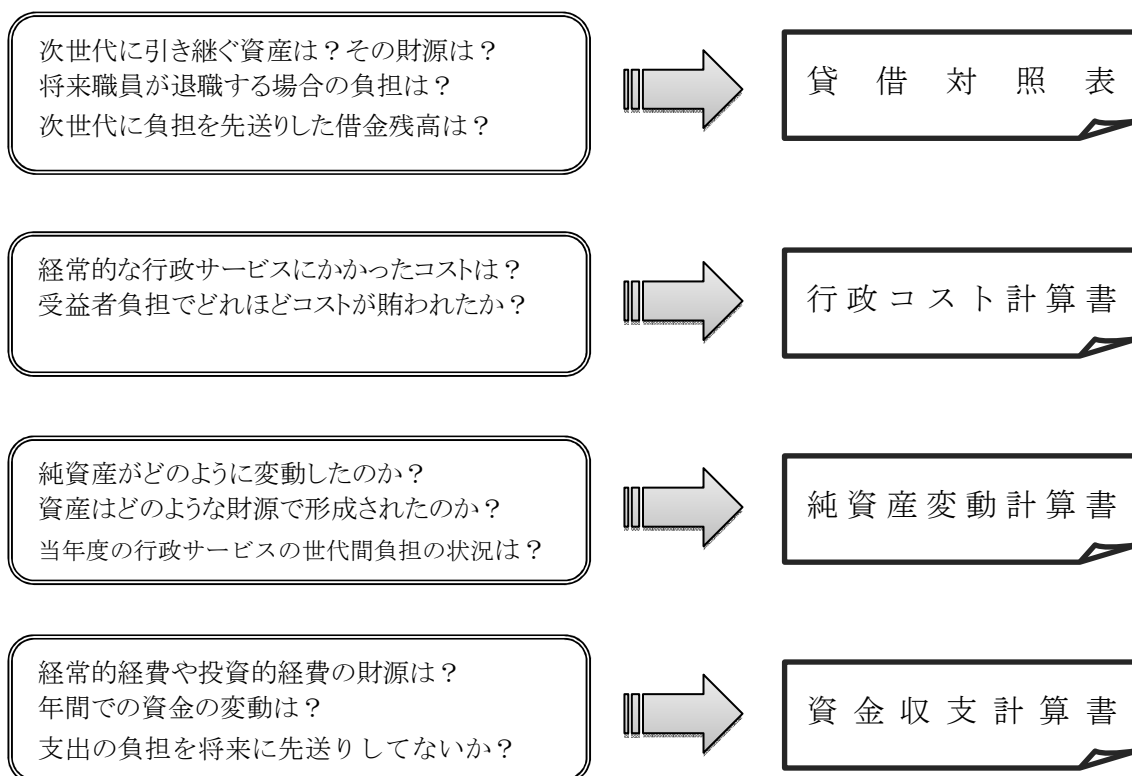
こうした潮流を受けて、本市においても、これまでの歳入歳出決算の状況に加え、資産や債務の情報を含めた財政状況を公表し、透明性の確保と効率的かつ効果的な自治体運営を図ってきたところです。平成19年度決算から普通会計ベースの財務書類4表、さらに平成20年度決算から特別会計（企業会計を含む）、一部事務組合及び第三セクター等を含めた連結財務書類4表を作成しています。

第2節 財務書類4表とは

「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の総称であり、官庁会計における「単式簿記」、「現金主義」で作成した歳入歳出決算書とは異なり、民間企業などにおける「複式簿記」、「発生主義」の考え方を採用し作成する財務書類です。

現行の現金主義の会計制度では把握することが困難な投資及び出資金の時価による評価、退職手当引当金などの将来的に必要な支出、建物・備品等の減価償却による費用などを算定し、資産・債務のストック情報や行政コストなどを明確にすることができます。つまり、財務書類4表は、現金主義で見えにくいコストなどを把握するための補完的役割をします。

それぞれの財務書類から、得られる情報は、次のとおりです。



第3節 || 財務書類4表の作成の前提条件

本市の財務書類4表は、平成19年10月に総務省が公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」（以下「作成マニュアル」という。）に基づき、下記の諸条件のもと作成しています。

(1) 財務書類4表の作成モデル

「総務省方式改訂モデル」に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表を作成します。

(2) 対象範囲

にかほ市の普通会計（イコール一般会計）及び連結会計（詳細は第3章）を対象とします。

(3) 基準日

作成の基準日は、平成27年3月31日とし、平成26年4月1日から平成27年5月31日までの出納整理期間における入出金は、作成基準日までに終了したものとして処理します。

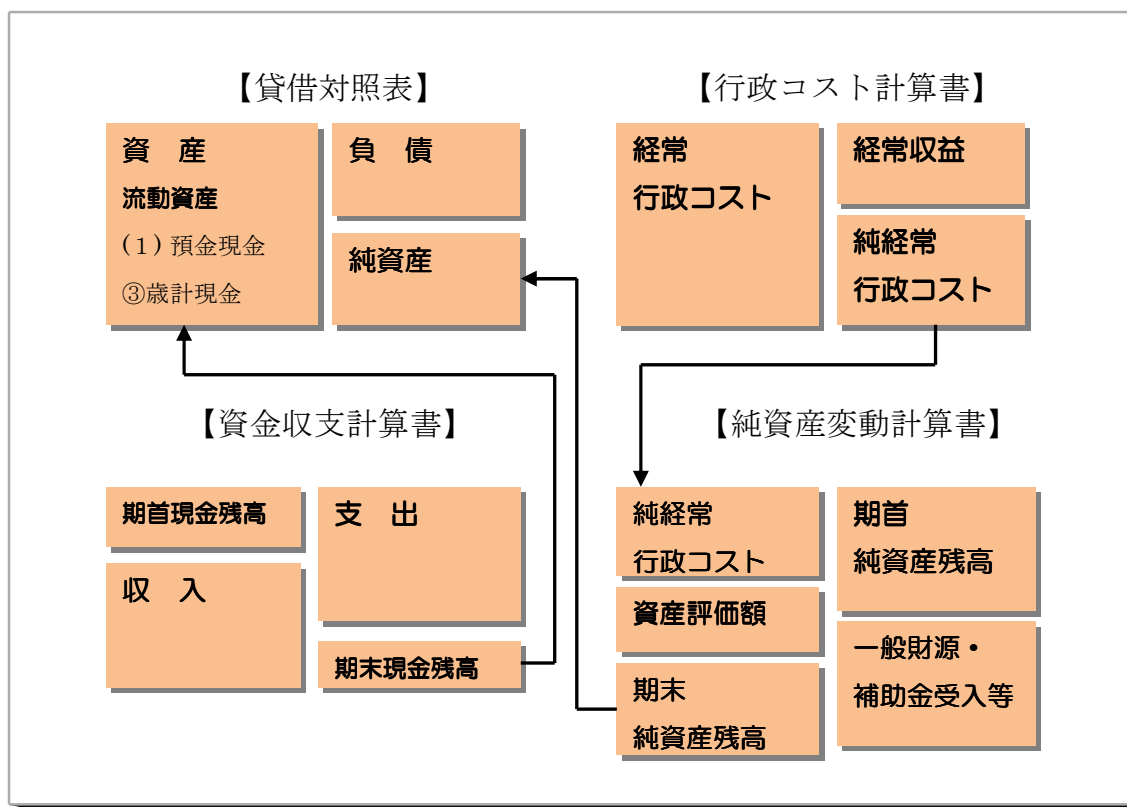
(4) 基礎数値

昭和44年度以降の地方財政状況調査（決算統計）データを基礎数値として用います。

決算統計に無いデータについては、歳入歳出決算書や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率等の算定数値を用います。

なお、有形固定資産のうち土地の一部及び売却可能資産については、宅地・雑種地は路線価方式による時価評価額を、土地の一部及び山林等その他の地目は、公共事業売買実例により再評価した価額を用いています。また、国から譲渡された法定外公共物や旧上浜財産区や旧上郷財産区、平沢財産区、金浦地区入会地の有する資産については資産計上しないこととしています。

第4節 財務書類4表の相互関係（総務省方式改訂モデル）



- 貸借対照表の資産のうち「歳計現金」の金額は、資金収支計算書の「期末歳計現金残高」と対応します。
- 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の「期末純資産残高」と対応します。
- 行政コスト計算書の「純経常行政コスト」の金額は、経常行政コストと経常収益の差額ですが、これは、純資産変動計算書の「純経常行政コスト」と対応します。